ほとんど双子の兄弟（与党vs民主党）・・・06国民投票法案の比較

No.	ポイント	与党案	民主党案	備考
1	憲法改正の「限界」	なし	なし	★与党、民主党とも同じ。 民主党は05年4月の同党憲法調査会では、平和主義など基本原理は改正できないとの主張だった。
2	国民投票の対象	憲法改正のみ	憲法改正＋国政にかかる案件	
3	投票できる者	国政選挙と同じく当面は20歳以上（公民権停止中の者でも一部は可）	国籍を有する18歳以上（公民権停止中の者も可）　国会の議決で16歳以上にも	
4	国政選挙との関係	国政選挙と同じ日に実施せず	国政選挙と同じ日に実施せず	★与党、民主党とも同じ
5	憲法改正原案の発議（修正動議）要件	衆議院は100人以上の賛成、参議院は50人以上	衆議院は100人以上の賛成、参議院は50人以上	★与党、民主党とも同じ （現憲法では各議院の3分の2以上の賛成）
6	発議の仕方	内容において関連する事項ごとに区分して行う（事項ごとに賛否を問う）	内容において関連する事項ごとに区分して行う（事項ごとに賛否を問う）	★与党、民主党とも同じ
7	投票の方式	賛成は○　反対は×	賛成のみ○　反対は何も記入しない	
8	周知期間（発議～投票期間までの期間）	60日～180日	60日～180日	★与党、民主党とも同じ。 ※今井一は60日～120日
9	公務員等の運動禁止	国・地方、独立行政法人、郵政公社、教育者	規制なし	
10	放送媒体（テレビ・ラジオなど）を使っての宣伝・広告	投票期日前の1週間は禁止	投票期日前の1週間は禁止	★与党、民主党とも同じ。 左記の期間を除けば、やり放題（資金次第）
11	活字媒体（新聞・雑誌など）を使っての宣伝・広告	規制なし	規制なし	★与党、民主党とも同じ。 やり放題（資金次第）
12	国民投票の成立要件	賛成の投票が有効投票総数の2分の1を超えた場合	賛成の投票が投票総数の2分の1を超えた場合	投票率自体は、なし
13	投票無効の訴訟提起	30日以内に東京高裁へ	30日以内に東京高裁へ	★与党、民主党とも同じ

※今井一：真っ当な国民投票のルールを作る会

◆当時マスコミの「国民投票3焦点」とは、No.2、No.3、No.12

＜日本国憲法第96条＞

　この憲法の改正は、各議院の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

②　憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。